

# 企業局緊急復旧工事等指定業者募集公告共通事項

## 1 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止及び物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (3) 銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年1月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

## 2 応募手続等

- (1) 公募参加申請  
この公募に参加するための事前の公募参加申請手続きは、要しない。
- (2) 仕様図書等の閲覧及び貸出  
当該仕様図書等を閲覧に供するほか、希望者に貸出しする。また、宮城県企業局公営事業課ホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyoo/>）からダウンロードできる。  
イ 閲覧及び貸出の期間及び場所は、募集公告に示すとおりとする。  
ロ 仕様図書等に対する質問について  
(イ) 仕様図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書又は宮城県企業局公営事業課のホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyoo/>）からダウンロードした質問書様式に記入の上、募集公告の4表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。  
(ロ) 質問書に対する回答書は、募集公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。
- (3) 応募方法並びに選定の日時及び場所等  
郵送による応募とし、選定の日時及び場所は、募集公告に示すとおりとする。
- (4) 応募資格の確認  
応募資格の確認は、選定後に、指定業者に決定するため確認の必要がある者について行う。
- (5) 協定の締結  
指定業者として決定された者は、復旧工事の実施に関する基本的事項について協定を締結するものとする。

## 3 応募方法等

- (1) 申込書の提出  
イ 申込書の提出期限及び提出先は、募集公告に示すとおりとする。（申込書の様式は、宮城県企業局公営事業課のホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyoo/>）からダウンロードできる。）

- ロ 申込書は、配達証明付郵便により提出期限までに募集公告に示す申込書郵送先に到達しなければならない。
  - ハ 申込書の郵送は、申込書に応募者の名称、入札参加登録承認番号、応募に係る対象施設名等及び選定日を記入し、連絡担当者の名刺1枚とあわせて封筒に入れ、表に選定日及び申込書在中の旨を朱書きすること。なお、申込書は、1枚につき1対象施設を記入すること。
  - ニ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による申込書の提出は、認めない。
  - ホ 提出期限を過ぎて到達した申込書は、いかなる事由があっても受理しない。
- (2) 応募者又はその代理人は、選定に立ち会わなければならない。

#### 4 指定業者の選定方法

- (1) 対象施設ごとに、抽選により1業者を選定し、応募資格確認を経て指定業者に決定する。ただし、応募者が1業者の場合には、当該業者を指定業者に決定するための応募資格確認の対象者（以下「指定業者候補者」という。）に指定し、応募資格確認を経て決定する。
- (2) 抽選においては、応募者全ての順位を決定し、第1順位の者を指定業者候補者に指定する。
- (3) 指定業者候補者が応募資格確認等により応募無効となった場合は、その次点の者を指定業者候補者とする。
- (4) 公募による応募者がいない場合及び全ての応募が無効であった場合は、地方機関指名委員会の審議を経て選定し、当該業者に指定業者としての同意を求め決定する。

#### 5 応募資格の確認等

##### (1) 応募資格確認手続

選定後に、指定業者に決定するための応募資格の確認を行うので、指定業者候補者は、募集公告の5に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果指定業者が決定したときは、既に応募資格の確認を受けた者を除き、他の応募者の応募資格確認は、行わない。

##### (2) 応募資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

###### イ 提出方法

募集公告に示す公募担当班へ持参すること。

###### ロ 提出期限

公募執行者から応募資格確認書類の提出を求められた日から起算して2日以内（宮城県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、公募執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 応募資格の確認に基づく決定の可否については、応募資格確認書類が提出された日から起算して3日以内（休日を除く。）に通知する。ただし、応募資格に疑義が生じた場合等は、この限りでない。
- (4) 指定業者候補者は、応募資格を有すると認められなかった場合は、(3)の通知を受けた日から起算して2日以内（休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を募集公告に示す公募担当班に提出すること。
- (6) 指定業者候補者が提出期限内に(1)に定める応募資格確認のための書類を提出しないとき又は指定業者候補者が応募資格確認のために公募執行者が行う指示に応じないときは、当該指定業者候補者のした応募は、効力を失う。

#### 6 応募の無効等

- (1) 募集公告に掲げるいずれかの要件を満たさない応募は、無効とする。

- (2) 応募者又はその代理人が選定に立ち会わない場合は、応募を無効とする。
- (3) 指定業者候補者が、選定期日以降指定業者決定までの間に募集公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該指定業者候補者のした応募は、効力を失う。
- (4) 指定業者決定後において、応募が無効となることが明らかになった場合は、宮城県企業局の指示に従わなければならない。